従四位に叙する
　従七位
　　正八位
従五位に叙する（各通）
　大熊　宗一　大山キエ子
　黒川　攻　後藤　晃男
　三島　三郎　森林　幹治
正六位に叙する（各通）
　加藤　眞一
従六位に叙する（各通）
　小島　紀一　高澤　修
正七位に叙する（各通）
　安井　榮
従七位に叙する（以上五月二十六日）
　阿部　三雄
　　正八位
従五位に叙する（各通）
　鈴木　春良
　原田　洋二
従七位に叙する（以上五月二十七日）
　小野　晃　北原　功
正六位に叙する（各通）
　冨田　和助
　濱畑　五郎
従七位に叙する（以上五月二十七日）
　召田　十年
従五位に叙する
　梅澤金次郎　川上　省吾
　　正八位
正六位に叙する（各通）
　川本　武治
　松本　四郎
　藤田　純二
従六位に叙する（以上五月二十八日）
　（岐阜県警部）
　上野　直樹
正七位に叙する（五月二十九日）
　谷川　明
　渡邉　修治
正七位に叙する（各通）（五月三十日）
　塩谷　恒雄
正七位に叙する（五月三十一日）

○叙勲

旭日双光章を授ける
　田中　寿蔵
旭日双光章を授ける
　相川　賢造　柴引　武信
　世古　弘
旭日単光章を授ける（各通）（以上五月二十一日）
　二ノ文鶴男
旭日双光章を授ける
　藤原　剛　宮下　幾喜
　葛山　八郎
旭日単光章を授ける（各通）（以上五月二十二日）
　小畠　秀保　戸田　祐市
旭日単光章を授ける（各通）（五月二十三日）
　芹川　利勇
　田中　鐵藏
　用木　康夫
　沖崎　環
　松本　良男
　長谷　榮
　藤岡　照男
　鈴木　春良
　原田　洋二
　濱畑　五郎
　召田　十年
　川本　武治
　松本　四郎
　藤田　純二
　上野　直樹
　渡邉　修治
　塩谷　恒雄
旭日小綬章を授ける
　青木健太郎　大丸　昭幸
　木村　卓哉　宮城島　登
　住石　徳保　田中　恒徳
　沼尻多喜男
瑞宝双光章を授ける（各通）
　寺石　勲　鷲雄　興勝
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上五月二十一日）
　佐藤　好敏
瑞宝小綬章を授ける
　石田　正己　小松　壽
瑞宝双光章を授ける（各通）
　嶋児　清治　橋元　歸一
瑞宝単光章を授ける（各通）
　井上　瞭一　上田　昭次
　（法務事務官）
　藤本　明人
　松本　岱三
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上五月二十二日）
　阿部　征功　石井　正
　岡田　和暢
　手島　邦一
　別所　民雄　柳　一成
瑞宝双光章を授ける（各通）
　荒井　卓三　大島　尚昭
　田中　一人　千葉　龍美
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上五月二十三日）
　福留　武夫　橋本　常市
瑞宝重光章を授ける
　絹川　信博
瑞宝小綬章を授ける
　山名　暢雄
　井村　憲司
　及川　利七
　柏木　衛　片山　潔
　甲田　富生　齋藤　房利
　佐藤　哲郎　地主　正三
瑞宝双光章を授ける（各通）
　小池　宗巳　小林　信次
　矢島　信和
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上五月二十四日）
　（名古屋工業大学名誉教授）
　山田　幾穂
瑞宝中綬章を授ける
　近藤　保
瑞宝小綬章を授ける
　伊澤多喜男
　（国立大学法人職員）
　上田　敬安　井上　金一
　滝川　秋雄　北川　五郎
　立花　清
　（一等海尉）
　平田　順一
　（三等空佐）
　村山　健二
瑞宝双光章を授ける（各通）
　川越　隆男
　本山　一久
　（新潟県警部）
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上五月二十五日）
　大山キエ子　沖崎　環　加藤　眞一
　黒川　攻　後藤　晃男　森林　幹治
　安井　榮
瑞宝双光章を授ける（各通）
　長谷　榮　藤岡　照男
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上五月二十六日）
　北原　功　鈴木　春良　濱畑　五郎
瑞宝双光章を授ける（各通）（五月二十七日）
　召田　十年
瑞宝小綬章を授ける
　梅澤金次郎　川本　武治　藤田　純二
瑞宝双光章を授ける（各通）（以上五月二十八日）
　村田　弘毅　望月　亀夫
瑞宝単光章を授ける（各通）（五月二十九日）
　渡邉　修治
瑞宝双光章を授ける（五月三十日）

官庁報告

官庁事項

特定保安林の指定について

平成21年6月16日付けで次の特定保安林を指定したので、森林法（昭和26年法律第249号）第39条の3第4項の規定に基づき、公表する。

平成21年6月29日

農林水産大臣　石破　茂

（特定保安林の指定）

特定保安林の所在場所　岩手県釜石市（次の図に示す水源かん養保安林に限る。）

特定保安林の所在場所　山梨県北都留郡小菅村（次の図に示す土砂流出防備保安林に限る。）

特定保安林の所在場所　岐阜県本巣市、高山市（以上二市について次の図に示す水源かん養保安林に限る。）、岐阜県大垣市、下呂市（以上二市について次の図に示す土砂流出防備保安林に限る。）

（「次の図」は、省略し、その図面を関係県庁及び市役所又は村役場に備え置いて縦覧に供する。）

特定保安林の指定の解除について

平成21年6月16日付けで次の特定保安林を解除したので、森林法（昭和26年法律第249号）第39条の3第5項において準用する同条第4項の規定に基づき、公表する。

平成21年6月29日

農林水産大臣　石破　茂

（特定保安林の指定の解除）

特定保安林の所在場所　北海道天塩郡幌延町、礒谷郡蘭越町、虻田郡京極町、中川郡美深町（以上四町について次の図に示す水源かん養保安林に限る。）、北海道二海郡八雲町、沙流郡平取町、上礒郡木古内町（以上三町について次の図に示す土砂流出防備保安林に限る。）

特定保安林の所在場所　埼玉県秩父市（次の図に示す水源かん養保安林に限る。）

特定保安林の所在場所　山梨県山梨市、南巨摩郡南部町、北都留郡丹波山村（以上一市一町一村について次の図に示す水源かん養保安林に限る。）、山梨県南アルプス市、韮崎市（以上二市について次の図に示す土砂流出防備保安林に限る。）

特定保安林の所在場所　岐阜県高山市（次の図に示す水源かん養保安林に限る。）、岐阜県高山市、瑞浪市、加茂郡八百津町、加茂郡川辺町（以上二市二町について次の図に示す土砂流出防備保安林に限る。）

特定保安林の所在場所　和歌山県田辺市、海草郡紀美野町、東牟婁郡古座川町、有田郡広川町、日高郡日高川町（以上一市四町について次の図に示す水源かん養保安林に限る。）

特定保安林の所在場所　徳島県三好市、勝浦郡勝浦町、那賀郡那賀町、海部郡海陽町（以上一市三町について次の図に示す水源かん養保安林に限る。）

特定保安林の所在場所　熊本県天草市、阿蘇郡高森町（以上一市一町について次の図に示す土砂流出防備保安林に限る。）

（「次の図」は、省略し、その図面を関係道県庁及び市役所又は町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

法　務

公証人任免

大阪法務局所属公証人山本恒己は願により公証人を免ぜられた。

本多英明は公証人に任命され、大阪法務局所属元公証人山本恒己の後任を命ぜられた。（以上六月十九日）（法務省）